

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

金融システムソリューションズ株式会社

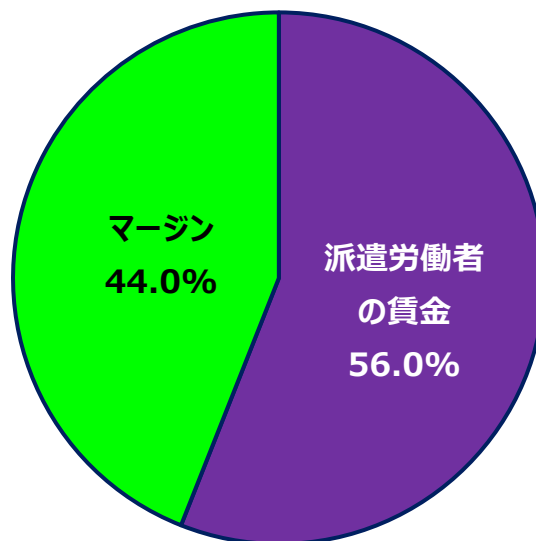
2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

### 派遣料金の内訳比率（マージン率） 当社全体（※）



（2020年度）

マージンに含まれるもの

- ・社会保険料：雇用主負担の労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険
- ・福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇、健康診断費用
- ・教育研修費：資格取得費
- ・派遣元経費：営業担当者等の人件費、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、通信費等
- ・営業利益

※当社の事業所は本社のみとなっております。